（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ②移転先における用途	記載無し	「生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務」を追加	事前	移転事務の追加による変更
平成27年12月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ２．基本情報 ④記録される項目 （別添１）特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	個人市民税システムの 申告支援システムの 【課税対象者情報ファイル】に「異動年月日」を追加、 【課税資料情報ファイル（給報・年金）】に「年金支払金額4」、「年金源泉徴収税額4」を追加。	事前	制度改正に伴うシステム改修による変更
平成28年3月31日	Ⅰ　基本情報 ５．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	（別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	事前	番号法の改正に伴う変更
平成28年3月31日	Ⅰ　基本情報 ６．評価実施期間における担当部署 ②所属長	課税課長　吉川　博雄	課税課長　上原　俊彦	事前	H28.4.1付け人事異動に伴う変更
平成28年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3	番号法第19条第7項、別表第2に規定する情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第7号、別表第2に規定する情報照会者（別紙1参照）	事後	記載誤りの変更

平成28年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3の別紙1	記載無し	番号法第19条第7号関係の表第84項の次に次の1項を追加 （別表第2の項の欄）85の2 （情報照会者の欄）特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 （番号法別表第2に定める事務の欄）特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	番号法改正に伴う変更
平成28年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ②移転先における用途	記載無し	「児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務」及び「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務」、「多子世帯における保育料等軽減事業の実施に関する事務」を追加	事前	移転事務の追加による変更
平成28年3月31日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先7 ②移転先における用途	記載無し	「特定公共賃貸住宅の管理に関する事務」を追加	事前	移転事務の追加による変更
平成28年6月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ２．基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	個人市民税システムの 【資料マスタ】に「住宅控除適用消費税率1」、「住宅控除適用消費税率2」を追加。	事後	システム改修による変更
平成28年6月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	しきい値判断実施に伴う変更
平成28年6月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	記載無し	移転先8を追加	事後	H28.4.1付け組織変更に伴う追加

平成28年6月30日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 　①実施日	平成27年6月30日	平成28年6月30日		基礎項目評価書公表に伴う変更
平成28年11月15日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠となる条）1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59 （情報照会の根拠となる条）20	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	番号法の改正に伴う変更及び表記の修正
平成28年11月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託④⑤⑥	④再委託の有無 　再委託しない ⑤再委託の許諾方法 　ー ⑥再委託事項 　ー	④再委託の有無 　再委託する ⑤再委託の許諾方法 　再委託申請に対する承認 ⑥再委託事項 　①年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における現地対応作業 　②年金特徴、審査及び国税連携サービスの利用における問い合わせ対応	事前	再委託実施に伴う変更
平成28年11月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている　（59）件	[〇]提供を行っている　（61）件	事後	番号法改正に伴う変更及び修正もれの修正

平成28年11月15日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3の別紙1	記載無し	番号法第19条第7号関係の表第37項の次に次の1項を追加 （別表第2の項の欄）38 （情報照会者の欄）都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 （番号法別表第2に定める事務の欄）学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正に伴う変更
平成29年7月14日	Ⅰ　基本情報 ５．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の修正
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている　(61)件　[〇]移転を行っている　(7)件	[〇]提供を行っている　(62)件　[〇]移転を行っている　(8)件	事後	番号法改正に伴う変更及び修正もれの修正
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在市内に住所を有する個人、住所を有しないが市内に事業所や家屋敷を有する個人、市外在住の被扶養者	個人住民税の納税義務者とその被扶養者等	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の修正
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先4	提供先5	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の修正
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の修正

平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4	記載無し	番号法第19条第8号　番号法第19条第7号に規定する別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて個人情報保護委員会規則で定める本人同意を得た情報照会者（規則に規定された方法により個人情報保護委員会が公表したもの）　※「提供・移転の有無」の件数にはまとめて１件とする。	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ①法令上の根拠	記載無し	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ②提供先における用途	記載無し	番号法第19条第8号　個人情報保護委員会が認めた各市町村長等が条例で規定した事務	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ③提供する情報	記載無し	所得、課税情報等の個人住民税関係情報	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	記載無し	[　10万人以上100万人未満　]	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	記載無し	個人住民税の納税義務者とその被扶養者等	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加

平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑥提供方法	記載無し	[〇]情報提供ネットワークシステム	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ⑦時期・頻度	記載無し	照会を受けたら都度。	事前	番号法の改正に伴う変更及び表記の追加
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ①法令上の根拠	（仮称）	削除	事前	H29.4.1付け組織変更に伴う変更
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2	高齢障害課	障害者支援課	事後	H29.4.1付け組織変更に伴う変更
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先2 ②移転先における用途	、養護老人ホームの入所措置に関する事務	削除	事後	H29.4.1付け組織変更に伴う変更
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ②移転先における用途	、多子世帯における保育料等軽減事業の実施に関する事務	削除	事前	移転事務変更による修正

平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先5 ②移転先における用途	国民健康保険税に関する事務、	削除	事前	移転事務変更による修正
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8	地域包括ケア推進課	高齢者支援課	事後	H29.4.1付け組織変更に伴う変更
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先8 ②移転先における用途	介護保険に関する事務	介護保険に関する事務、養護老人ホームの入所措置に関する事務	事後	H29.4.1付け組織変更に伴う変更
平成29年7月14日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ２．基本情報 ④記録される項目 （別添１）特定個人情報ファイル記録項目	記載無し	「申告支援システム」以下を削除し、新たに「申告支援システム」以下を追加	事後	より詳細な表記による変更

平成29年7月14日	Ⅲ　リスク対策 ７．特定個人情報の保管・消去 リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生あり　]	[　発生なし　]	事後	誤記載を修正
平成29年7月14日	Ⅴ　評価実施手続 １．基礎項目評価 ①実施日	平成28年6月30日	平成29年7月14日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
平成30年3月30日	Ⅰ　基本情報 ６．評価実施期間における担当部署 ②所属長	課税課長　上原　俊彦	課税課長　中本　十三夫	事前	H30.4.1付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅴ　評価実施手続 １．基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月14日	平成30年6月29日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ　基本情報 ４．個人番号の利用　※ 法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）第1項、別表第1の16の項 主務省令（番号法別表第1関係）第16条	番号法第9条（利用範囲）第1項、別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	事後	記載内容の見直しによるもの

令和1年6月28日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課税課長　中本　十三夫	課税課長	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	「申告支援システム」	「申告支援システム」以下を削除し、新たに「申告支援システム」以下を追加	事後	誤字脱字による修正、項目の追加による変更
令和1年6月28日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月29日	令和1年6月28日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更

令和1年6月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3の別紙1	117　厚生労働大臣　年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支 援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 120　都道府県知事　難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第7号関係の表第18項の次に次の1項を追加 20　市町村長　身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法第19条第7号関係の表第48項の次に次の1項を追加 53　市町村長　知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法第19条第7号関係の表第117項を削除 番号法第19条第7号関係の表第120項を変更 119　都道府県知事　難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正に伴う変更
令和2年6月30日	Ⅰ　関連情報 ５．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	番号法の改正に伴う変更

令和2年6月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ２．基本情報 ④記録される項目 （別添１）特定個人情報ファイル記録項目	個人市民税システムの 【資料マスタ】中の「住宅控除適用消費税率1,住宅控除適用消費税率2,特定増改築フラグ1,特定増改築フラグ2,」	個人市民税システムの 【資料マスタ】に「特定増改築フラグ1,特定増改築フラグ2,住宅控除適用消費税率1,住宅控除適用消費税率2,医療費控除区分」を追加。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和2年6月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4　課税情報のエントリ ②委託先における取扱者数 ③委託先名	②10人以上50人未満 ③見積もり合わせにより業者を選定	②10人未満 ③株式会社ウェルウェル	事後	契約による記載内容の変更
令和2年6月30日	Ⅲ　リスク対策 ３．特定個人情報の使用 その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存する。	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は7年間保存する。 アクセスログの出力を毎月行い、分析・確認をしている。		評価の再実施による修正（追記）
令和2年6月30日	Ⅲ　リスク対策 ９．従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	「ガイドライン」及び関係法令等並びに「岩国市情報セキュリティポリシー」について、その内容を職員に周知する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用マニュアル等について研修を行うこととしている。	「ガイドライン」及び関係法令等並びに「岩国市情報セキュリティポリシー」について、その内容を職員に周知する。 事務取扱担当者については、eラーニング等による研修を実施し、セキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用マニュアル等について研修を行うこととしている。		評価の再実施による修正（追記）
令和2年6月30日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月28日	令和2年6月30日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更

令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ２．基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	個人市民税システムの 【資料マスタ】に「所得金額調整控除種別」を追加。 システム名を住記・税システムに変更	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ２．基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	「申告支援システム」	「申告支援システム」以下を削除し、新たに「申告支援システム」以下を追加	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和3年9月1日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和2年6月30日	令和3年9月1日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	番号法第19条第8号、第9号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠となる項）1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121 （別表第2における情報照会の根拠となる項）27 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第2における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3．特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	総合政策部　課税課、由宇総合支所　市民福祉課、玖珂総合支所　市民福祉課、周東総合支所　市民福祉課、錦総合支所　市民福祉課・美川支所、美和総合支所　市民福祉課・本郷支所	総合政策部　課税課、由宇総合支所　市民福祉課、周東総合支所　市民福祉課・玖珂支所、錦総合支所　市民福祉課・美川支所、美和総合支所　市民福祉課・本郷支所	事後	令和2年10月１日付けの組織改編による変更

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3	番号法第19条第7号、別表第2に規定する情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号、別表第2に規定する情報照会者（別紙1参照）	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の該当する項（別紙1参照）	番号法第19条第8号、別表第2の該当する項（別紙1参照）	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ②提供先における用途	番号法第19条第7号、別表第2に規定する事務（別紙1参照）	番号法第19条第8号、別表第2に規定する事務（別紙1参照）	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4	番号法第19条第8号　番号法第19条第7号に規定する別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて個人情報保護委員会規則で定める本人同意を得た情報照会者（規則に規定された方法により個人情報保護委員会が公表したもの） ※「提供・移転の有無」の件数にはまとめて1件とする。	番号法第19条第9号　番号法第19条第8号に規定する別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて個人情報保護委員会規則で定める本人同意を得た情報照会者（規則に規定された方法により個人情報保護委員会が公表したもの） ※「提供・移転の有無」の件数にはまとめて1件とする。	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	番号法第19条第9号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ②提供先における用途	番号法第19条第8号　個人情報保護委員会が認めた各市町村長等が条例で規定した事務	番号法第19条第9号　個人情報保護委員会が認めた各市町村長等が条例で規定した事務	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先5	番号法第１９条第９号、地方税法第３１７条	番号法第19条第10号、地方税法第317条	事後	番号法改正による変更

令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策（住民基本台帳） 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	（※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事後	番号法改正による変更
令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	個人住民税システム	住記・税システム	事後	記載誤りによる変更
令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目（2）		表示しきれない部分を別シート（別添1）特定個人情報ファイル記録項目（3）へ	事後	シートのレイアウトの変更
令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目（3）		［新規作成］ 表示しきれない部分を別シート（別添1）特定個人情報ファイル記録項目（3）へ	事後	シートのレイアウトの変更
令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	5.　当初課税データ作成機能 　個人住民税システムで取り込まれる資料（申告書）ファイルの作成を行う。	5.　当初課税データ作成機能 　住記・税システムで取り込まれる資料（申告書）ファイルの作成を行う。	事後	記載誤りによる変更
令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策 3特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照会画面では、個人番号を非表示とする。 ・個人住民税システムに対する不要なアクセスを防止するため、利用権限の設定を行う。	・個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照会画面では、個人番号を非表示とする。 ・住記・税システムに対する不要なアクセスを防止するため、利用権限の設定を行う。	事後	記載誤りによる変更

令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報の取扱いの委託 委託事項1	個人市民税システム管理の委託	住記・税システム管理の委託	事後	記載誤りによる変更
令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報の取扱いの委託 ①委託内容	個人市民税システムの保守管理及び必要情報の資料登録等	住記・税システムの保守管理及び必要情報の資料登録等	事後	記載誤りによる変更
令和3年9月1日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 ５．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3の別紙1	（表の名称） 番号法第19条第7号関係	（表の名称） 番号法第19条第8号関係 番号法第19条第8号関係の表第29項の次に次の1項を追加 30　社会福祉協議会　社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法第19条第8号関係の表第120項の次に次の1項を追加 121　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法改正による変更

令和4年7月29日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年１月から運用が開始されたシステム。	1. 地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会（平成31年４月１日から地方税共同機構に移行）が構築したシステムであり、平成17年１月から運用が開始されたシステム。	事後	名称変更漏れによる変更
令和4年7月29日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1. 国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステム。	1. 国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会（平成31年４月１日から地方税共同機構に移行）が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステム	事後	名称変更漏れによる変更
令和4年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	番号法第19条第9号、番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項	事後	番号法改正による変更
令和4年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	住記・税システムの 【資料マスタ】に「特定配当株式等全部申告不要」を追加。	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更
令和4年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目	「申告支援システム」	「申告支援システム」以下を削除し、新たに「申告支援システム」以下を追加	事後	制度改正に伴う項目の追加による変更

令和4年7月29日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更漏れによる変更
令和4年7月29日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ルールの内容及びルール順守の確認方法	・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	番号法改正による変更
令和4年7月29日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	一般社団法人地方税電子化協議会 番号法施行規則第20条第2号	地方税共同機構 番号法施行規則第20条第3号	事後	名称変更漏れ及び番号法改正による変更
令和4年7月29日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	名称変更漏れによる変更
令和4年7月29日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月1日	令和4年7月29日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更